

平成 27 年度第 4 回仙台市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 平成 28 年 1 月 26 日 (火) 18:00～20:00
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第二委員会室
出席委員 下夷美幸会長、佐藤慎也副会長、蘆立順美委員、菅野澄枝委員、
佐藤理絵委員、嶋田悦郎委員、須田ゆう子委員、永井豊子委員、
欠席委員 加茂光孝委員、河原木美智也委員、立岡学委員、村上かずひこ委員、
村松敦子委員
事務局 小林市民協働推進部長、筒井男女共同参画課長、蛭名主幹兼企画推進係長
男女共同参画課担当者

次 第

1 開会

2 協議

- (1) 会議等の公開等について
- (2) 議事録署名人の指定について
- (3) 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について (答申)」案について

3 その他

4 閉会

1 開会

○蛭名主幹

ただいまより平成 27 年度第 4 回仙台市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、8 名の委員の方々にご出席いただく予定です。永井先生が少し遅れていらっしゃるようです。なお、加茂委員、河原木委員、立岡委員、村上委員、村松委員はご都合により欠席でございます。

配布資料等の確認をさせていただきます。

(配布資料説明・省略)

それでは、早速協議に移らせていただきます。本審議会は議事録作成のために録音をしております。ご発言の際には、マイクを使用してお話しいただきますようお願いいたします。では、これ以降の進行は下夷会長にお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

2 協議

(1) 会議等の公開について

○下夷会長

本日の協議の(1)会議等の公開についてですが、会議の公開・非公開は審議会の都度、この場で決定することになっております。事務局にお尋ねいたします。本日非公開とすべき案件はご用意ありますでしょうか。

○筒井男女共同参画課長

非公開とすべき案件は、用意しておりません。

○下夷会長

それでは本日の会議は公開とし、本日の議事録についても後日公開することとさせていただきますと思います。皆さんよろしいでしょうか。

○全委員了承

○下夷会長

それではそのようにいたします。

(2) 議事録署名人の指定について

○下夷会長

協議の(2)議事録署名人の指定についてです。これは私から指名させていただくことになっておりますので、ご出席いただいております委員の皆さまの中から順番にお願いし

ていきたいと思ひます。今回は、菅野委員と佐藤理絵委員に議事録署名人をお願いしたいと思ひますが、お引き受けいただけますか。

○菅野委員・佐藤委員了承

○下夷会長

ありがとうございます。それでは菅野委員、佐藤理絵委員、よろしくお願ひいたします。

(3)「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(答申)」案について

○下夷会長

続きまして協議の(3)仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(答申)案についてです。前回の審議会では、中間報告のまとめを行い、その後、中間報告について市民の方々からの意見の募集が行われました。また、公聴会も開催され、ご出席いただいた委員の皆さん、本当にありがとうございました。公聴会でも、市民の皆さまからたくさんご意見をいただいたところです。本日はお寄せいただいたご意見を答申にどのように盛り込むかということ、第一に審議してまいります。さらに、公聴会でのご意見に対しては、その場で審議会からお答えしておりますが、パブリックコメントで寄せられた意見についても、審議会としての考え方を今後公表する必要があるため、そのご意見一つ一つに対する回答について、合わせて審議をしてみたいと思ひます。盛りだくさんですが、大事なことで、どうかよろしくお願ひいたします。はじめに、事務局からご説明をお願いします。

○筒井男女共同参画課長

はじめに資料1をご覧ください。市民意見の募集と公聴会の結果の概要について、ご説明をさせていただきます。

○男女共同参画課神倉主査

資料1、中間報告に対する市民意見募集及び公聴会の開催結果の概要についてご報告いたします。市民意見の募集は昨年12月1日から28日まで行い、文書により14の個人・団体から57件のご意見をいただきました。また公聴会については、先日議事録をご参考にお送りしておりましたが、12月8日にエル・ソーラ仙台で開催しました。参加者は31名で、うち8名の方から26件のご意見をいただき、審議会からご出席いただいた下夷会長、佐藤理絵委員、嶋田委員、立岡委員に審議会としての考え方をお答えいただいたところでございます。資料の(4)は、内容によるご意見の分類で、新しい計画の基本目標については、全体的にご意見を頂戴したところです。添付の資料はこちらも先にお送りしていたものですが、市民意見の一覧と公聴会での意見一覧です。公聴会でのご意見に対しましては、議

事録が別にありますので、ここでは回答を掲載していません。市民意見に対する審議会としての回答は、これまでの審議を基に事務局で案を作成したものです。これらの一覧は、本日の審議会の後に市のホームページで公表する予定です。概要については以上です。

○筒井男女共同参画課長

続きまして、添付資料の説明をさせていただきます。A4横長の表で9ページにわたっております資料は、パブリックコメントで出された市民意見と、これに対する審議会の意見について、事務局で案を作成した一覧です。この形で市のホームページで審議会の意見を公表したいと思っております。さらに本日は、市民意見を受けまして、答申に向けての検討をしていただきたいと思います。事務局として、審議会でもう一度ご議論いただいたほうがよいのではないかと感じているところを、中間報告見直しにかかる論点という形でまとめ、資料2では、見え消しにした上で答申案として全体をお示ししております。これは後ほどページも引用しながら、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、パブリックコメントの資料をご覧ください。全体の傾向としては、具体的な事業の提案や現在の事業に対する要望が多かったところです。要望や、事業を実施してほしいという提案につきましては、審議会でお答えいただく部分ではありませんので、ご意見として市に申し伝えるというような形が多くなってはおりますが、この部分につきましては、市が引き取って、担当課も含めてしっかり考えていかなければいけないものだと考えております。今日は、回答の方向性について、審議会としてこういう考え方としては、こういった方向で回答したいといったところを中心に、ご意見を伺いたいと思っております。それでは、かいつまんで最初からご説明をしたいと思います。

まずNo.1をご覧ください。第1章のところで、参画をめぐる動向について記載をしている部分がありますが、平成22年に仙台市ではエル・ソーラ仙台の見直しを行っています。そのことについては、第1章のところにも記載がありますが、見直しの経過についてもう少し詳細な記述を求めたいというものです。これにつきましては、ご意見を受けて追記をしたいと考えております。なお、ここは、後ほどご説明する論点の1番になっておりますので、後程ご説明をさせていただきます。

次のNo.2、No.3です。これは第2章に関するご意見です。第2章は、現行計画のフォローアップの部分です。女性人材リスト、委員の公募制、男性が参加しやすい講座の実施について、事業の趣旨が十分に伝わっていなかったことからのご意見だと思っております。その部分について、事業の趣旨をご説明する回答になっております。

No.4は、エル・ソーラ仙台に図書コーナーがありますが、これに関連して、仙台市の図書館行政に関する具体的なご提案をいただいたものです。教育委員会が担当ですので、審議会から教育委員会に申し伝えることにさせていただきたいと思っております。

5番・6番です。この2つは、基本目標2に、性的少数者への理解に関する具体的な文言を入れてほしいという要望です。性的少数者に関する記述は、基本目標6に入っていま

すが、基本目標2にも入れてほしいというご意見です。基本目標2は、学習・啓発をうたっておりますので、範囲が広がっております。この中には、性的少数者に対する理解も含まれることはもちろんですが、一つ一つの啓発のテーマ全てを基本目標2で表わすのは難しいところです。ここでは、男女共同参画の阻害要因の一番の根幹となっている固定的な性別役割分担に着目して、表現をしているところですので、具体的な記述は難しいかと思っております、中味としては入っていますが、具体的な記述については見送るという趣旨の回答になっております。

7番と8番は、教育に関するご意見です。教育の中でもとりわけ学校教育において、男女共同参画の意識付けを充実させてほしいというご意見です。これにつきましては、公聴会でも同様の意見がございました。答申の中で、少し表記が工夫できないかと思ひ、後ほど修正案についてご説明いたします。

9番目は、メディア側の表現の改善を求めるものです。このことについては、課題があることを中間案でも言及しておりました。ご意見いただいた方向性とご意見をくださった方の考えで、それほど意見を異にするものではないと思ひますので、そういった方向性での取り組みを、審議会でも働きかけていきますという回答にしております。

10番から12番は、現在行っている事業の進め方に対する具体的なご要望をいただいたものです。市の事業の進め方ですので、市が考えなくてはいけないことだと思ひます。審議会としては、市に申し伝えるという形での回答になるかと思っております。

13番目からは基本目標3に関することです。13番は、子育ての当事者が多様であることについて明記してほしいといったものです。このことは、文章の中に入れるというよりも、具体的な施策を実施する上で、仙台市がきちんとこうした視点を持つべきことだと思ひますので、ご指摘の点を踏まえながら事業を実施するよう、市に働きかけるという回答にしております。

14番は、具体的な事業の提案ですので、ご意見として市が引き取らせていただく内容かと思ひます。15番は、性差に関するご意見ですが、答申の方向性としましては、性別に関わらず、誰もが個性や能力を発揮できるようにというスタンスでまとめておりますので、改めて、答申の考え方を述べる回答にしております。

16番から22番は、保育行政や放課後児童対策などにつきまして、具体的な提案や現在の事業への要望等がたくさん寄せられた部分です。子育て支援の施策について充実させたいという気持ちは、答申の方向性と同じだと思ひますが、具体的な要望につきましては、市が考えていくべきことだと思ひますので、ご意見として、市に申し伝えるという回答になっております。

23番、24番は、働き方やワーク・ライフ・バランスに関する民間企業の姿勢についてご意見をいただいている部分です。ご指摘の内容につきましては、答申の中でも同じような課題認識かと思ひますので、指摘の内容を参考に、市でしっかり進めるよう、市に伝えるとの回答かと思っております。

25 番から 27 番は、子育てや介護による離職など、女性の就労をめぐる問題について、ご自身のお考えや具体的な事業の進め方に関する提案をしてくださったものです。これに関する課題の意識は、答申にも明記されております。今後、具体的な取り組みを仙台市で行ってまいります。審議会としてもそれをフォローアップしていただくということになりますので、そうした趣旨での回答をしております。

28 番は、市の職員の待遇、とりわけ非常勤の職員に対する待遇についてのご意見です。これは市が考えることだと思っておりますので、審議会としては、市に伝えるとの回答としていたします。

29 番からは、基本目標 5 についてです。29 番は、女性のエンパワーメントの必要性と具体的な事業の進め方に関するご意見だと思っております。女性のエンパワーメントはもちろん必要ですので、そういったご意見は受け止めつつ、具体的な事業の進め方については、審議会ではお答えできないという回答になっております。

30 番は、DV の加害者への対応に関するご意見です。答申案には、加害者のことを基本目標 5 の本文の中に書き込んでいただきました。基本的なスタンスは、個人の問題というよりも、社会全体で取り組んでいくという考えであったと思っております。その審議会の考え方について改めて、記述をしております。

31 番は、市も DV シェルターを設置すべきであるという、具体的なお意見です。これにつきましては今回の答申案でも、検討の必要性について明確に示していただいておりますので、その旨を回答したいと思っております。

32 番は、女性の健康に関連して、受動喫煙に関する具体的なお提案をたくさんいただいたものです。審議会でお答えすることは難しいところですので、市に伝えるという回答になるかと思っております。

33 番からは、基本目標 6 になります。33 から 37 番まで性的少数者に関する様々なご意見をいただいております。全体としましては、今回の答申で初めて、性的少数者について明記されることに対する評価を示していただけたと思っておりますが、もう一步踏み込んで、相談窓口の設置を求めるもの、それから 37 番のように、基本理念そのものにセクシュアリティの多様性を明記してほしいといったご要望もありました。また、用語の使い方や用語解説についてもご意見があったところです。ここは公聴会も含めてたくさんご意見をいただきましたので、後ほど中間案の見直し案についてまとめてご説明をいたします。

38 番は、基本目標 6 の前半部分と後半部分で、矛盾しているのではないかというご意見です。前半には、防災復興と女性のリーダーシップのこと、つまり重点課題として取り組む事項について記載しています。一方、後半は、多様性への配慮や安全安心に暮らしていくためのセーフティネットという視点で、いわゆる地域づくりをするための基盤となる部分に言及をしています。前半は重点課題の話で、後半とは違う視点で述べているということをお答えしています。

39 番から 45 番は、基本目標 6 に関連する事業の内容や事業の進め方に対する具体的な提

案やご要望です。ご意見を受け止めつつ、市に働きかけていくとの回答案としております。

46番は、男女共同参画推進センターの2館体制での継続を望むご要望です。第5章の計画の推進体制に、審議会からも2館の必要性を明記していただいておりますので、このことを説明する回答にしております。

47番から最後の57番までは、その他の様々なご意見です。参画プランや男女共同参画推進センターが、女性ばかりを対象としている印象を受ける、というご意見が複数ありました。

今回は委員の皆様からも、できるだけ「男女共に」という視点で、細やかに検討していただきましたが、地域的に固定的な性別役割分担が根強い状況などを見ると、ポジティブ・アクションや、女性に向けた積極的な施策を打ち出していく必要性があります。しかし、男女共同参画推進センターの利用者が女性ばかりという印象を持たれているということは、今後変えていかなければいけないと思いますので、ご指摘を受け止めなくてはならないと思っております。以上がパブリックコメントのご意見についてです。

続いて、公聴会のご意見一覧をご覧ください。4人の委員の皆様にご出席いただき、市民の方のご意見に対して、審議会の考え方を丁寧にご説明いただきました。本当にありがとうございました。市民の方々が課題として感じていることは、審議会でも同様に議論してきた部分だと思いましたが、公聴会ではいろいろなご意見がありました。委員の皆様が考えを示してくださったことで、基本的にはご理解をいただけた思っているところです。パブリックコメントと同様に、事業に対する具体的な要望もたくさん出されました。今後、関係課と情報を共有して、ご意見を受け止めていきたいと思っております。

ご意見の中でいくつか中間案の修正が必要と感じる内容や、再度ご議論をいただきたい部分があります。続いて中間案の見直しの論点と、答申に向けた修正案をご説明していきたいと思いますが、ここまでで何かご質問がありましたら、お願いいたします。

○下夷会長

中間報告へのご意見及び審議会の考え方について、ご意見やご質問はありますでしょうか。よろしいですか。それでは続けてお願いいたします。

○筒井男女共同参画課長

次に、修正に向けた論点について、事務局で考えている内容をご説明します。

論点の一つ目ですが、「仙台市の動向」に、エル・ソーラ仙台見直しの際の本市の考え方をもう少しきちんと書いてほしいというご意見がありました。パブリックコメントの1番のご意見です。エル・ソーラ仙台の見直しは、行財政改革の観点から、管理運営経費の縮減を図る一方で、センター機能を拡充するという両面の実現が基本的な考え方としてありました。平成22年に仙台市が、市民の方々への説明会でご説明をさせていただいたこうした内容を書き加えております。

続きまして論点の二つ目、基本目標2のところでは、教育に関して、特に学校教育で男女共同参画をしっかりと取り上げてほしいという、市民の方々の期待が、ご意見として複数ありました。具体的な取り組みは、教育委員会に委ねる部分ではありますが、答申案の修正の案をつくっております。学校教育と社会教育と家庭教育を現在は並列する形で記載しておりますが、修正案では、学校教育を前に出す形で、ニュアンスを強める方向で考えたところです。この案でよろしいかご検討いただきたいと思っております。

続いて論点の三つ目です。子育て支援施策に対して、多数の市民意見をいただいたというところです。ここでいただいたご意見は、参画プランの中での記述の要望というよりも、具体的な事業に対する要望が多かったものです。子育て支援施策につきましては、「仙台市すこやか子育てプラン2015」という個別計画があり、そのプランの進捗管理を行う附属機関もあります。こうした子育て施策の枠組みに沿って、しっかりと進めてほしいというのが、参画プランの考え方であろうかと思えます。ただ、例えば重点課題③に少し付け加えて、「仙台市すこやか子育てプラン2015の着実な推進による保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」と入れるなど、個別計画の名称を明示するような修正はできるかと思っております。例示の一つですが、ご議論をいただけたらと思っております。

論点の四つ目です。基本目標4に関するところで、非正規雇用が雇用の格差の問題だけではなく、貧困などの社会的問題の背景になっているというご意見を述べてくださった方が何人かいらっしゃいました。このことについては、これまでは雇用の格差の話だけが論じられていましたが、今回の答申案で初めて、社会問題の背景にもなっているということにまで踏み込んでいます。ただ、ここでの例示が、女性の貧困と男女の格差の拡大でしたが、例えばひとり親家庭の貧困や子どもへの貧困の連鎖などにもつながっているというご意見がありました。こうしたご意見を受けて、少し例示を膨らませるような案をつくっております。

続きまして論点の五つ目です。基本目標5の部分です。公聴会で、生涯を通じた健康支援にかかる重点課題を設定してはどうかという意見がございました。このことについては前回の審議会でも審議されましたが、基本目標5は他の分野に比べて重点課題が多くなっており、中間案の段階では、追加しない形で市民の皆さんのご意見を伺うこととしていました。ご意見を受けて、担当の健康福祉局と相談し、健康福祉局の計画とすり合わせて、重点課題として入れられる内容を修正案としてお示ししております。なお、パブリックコメントではこのことについては、特にご意見はありませんでした。基本目標5は、重点課題が混み合っている中で、とりわけ次の5年間は、DVのことをもう一歩進めたいといったところで、議論が進んできた経過がありますので、ご議論のあるところかと思っております。重点課題を増やさないために、元の③と④を合わせて③にしていますが、③と④のボリュームが揃っていない感じもしてしまっていて、その辺りも含めて、ご議論いただければと思います。

次に論点の最後です。広聴会でもパブリックコメントでもたくさんご意見をいただいた

性的少数者のことです。このことについては、大きく分けてご意見は二つあり、相談支援など具体的な施策にもっと踏み込んで記載をしてほしいというご意見と、用語の使い方がこれで本当によいのかというご意見がありました。性的少数者のことに関しては、審議会でもご議論いただきまして、今回初めて基本目標6に明記されたところです。まずは社会的な認知を進めるところから始めようというのが、基本の考え方であったかと思えます。このことについては、今後社会的に進んでいく分野だと思っておりますが、男女共同参画の計画だけで、具体的な事業化をしていくのが難しいと事務局では考えているところもあります。保健福祉の分野での議論も進まない、施策として立ち上げていくのが難しいなというところです。施策の議論を進めるためにも、まずは社会の機運をつくり、課題として市民の中で共有されていかなければ施策につながっていきませんので、今回は、理解を進めるところから記載していくという議論になっていたところかと思えます。事務局といたしましては、そういった認識がありますので、今回プランの中では、これ以上の踏み込みは難しいと考えております。

次に、用語の問題です。「性的指向や性同一性障害等を理由とした」というのが中間案の記述です。まず用語解説に性的指向が抜けていたというご指摘があり、用語解説に追記をしております。そこで、言葉の使い方について検討していただく前に、委員の皆さまの中には詳しくご存じの方もいらっしゃると思えますが、性的少数者のことについて、ご説明をしたほうがよろしいかと思ひまして、参考資料をお配りしております。(資料説明)今の答申の中では、性的指向と性同一性障害等という中で、例えばインターセックスの方々は読み取りにくいというご指摘もありました。一方で、性同一性障害を、答申の中では例示として引いていますが、これだけを引用するのでは範囲が狭いというご意見もありました。そしてご意見の中には、性的マイノリティや性的少数者という表現を使ってしまっただけではないかというご意見もありましたが、性的少数者、性的マイノリティという表現につきましても、マイノリティ、少数だと言われることに対する抵抗感があるという話もあります。最近では、「LGBT」と表現することも多くなっていますが、LGBTでもなかなか表現しきれないということで、性的少数者という言い方を、公用文書で使用するのには、まだ少し表現が揺れているのかなとも思われます。

この中間案は、国の4次計画と同じ表現です。国もこのとおり、総称では使用していないという状況にあります。5年後にはさらに理解が深まって、言葉の面でも多くの方が共有できる用語ができてきたらいいという期待はありますが、現状では、「多様な性のあり方」を例示の後につける形で、少し広がりを持たせられないかと考えております。難しいところではございますが、ぜひご議論いただければと思っております。

この論点以外にも気になる部分がありましたら、お出しいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○下夷会長

たくさんのご意見の中からこの答申案に関しまして、修正すべきところ、考え得る修正

案も含めてご説明をいただきました。事務局からのご説明につきまして、何か皆さんからご意見があればと思います。本日、答申に向けての最終的な審議となりますので、ちょっとしたことでも構いませんので、できるだけ多くご意見をいただければと思います。

差し支えなければ、ご説明いただいた一つ目から順に皆さんのご意見を伺いまして、そのほか、これ以外に何か気になっているところがあればという形で進めさせていただきます。

まず1点目につきましては、いかがでしょうか。市民の方にもお示しした文言を使う形で、このように修正したいと思います。2点目の学校教育に関するところは、学校教育をひとつ前に出して強調するという形でご意見を反映させてはどうかというご提案ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この家庭教育、学校教育、社会教育、いずれも同等に大事なことではありますが、学校教育は普遍的にみんなが受けるものですので、これを大前提として一番最初に頭出しするということには意味があると思います。

○佐藤副会長

この基本目標の中味はいいと思いますが、引っかかっていたのが、パブリックコメント意見の15番です。このように考える人が多いのは、私自身もそうですが、当時家庭科と技術科を分けて教育を受けた人たち、40代の中頃の方だと思います。その世代の男性は、家庭科を小学校でしか習っていなかったもので、自信が持てない人がおそらくたくさんいて、そのため、性別役割分業の話が一般的に出てくるということだと思います。ですので、審議会の考え方にもつながると思いますが、この基本目標で、生涯学習や社会教育などで伝えていきますみたいなことを書き込んで、その辺りに対する現実的な配慮をすることはよいと思いました。

○下夷会長

はい、ありがとうございます。3点目の子育て支援の拡充という声が非常に強かったということで、口頭でご提案いただいたのは、重要課題③に、市民の皆さんが市のすこやか子育てプランについて十分ご存じないかもしれないので、具体的にプランの名前を挙げて、拡充展開するという方向性で、より目に見える形にしたらどうだろうかという提案ですが、皆さんいかがでしょうか。

○佐藤（理）委員

パブリックコメントに対する審議会の考え方、こちらの中で私も思ったのですが、例えば13番に、個別計画としてすこやか子育てプランがあるという説明を入れてもいいのかと思いました。

重点課題については、私は、そこまで書き込む必要はないのかと思いました。確かに子育て支援に対するご意見はたくさんありましたが、ほかに介護に係る支援をという声もあ

りました。改めてそういう声を聞いて眺め直すと、ワーク・ライフ・バランスを考えると、この重点課題がどうしても、子育て世帯への支援が強く打ち出されているような感じがしました。ほかにご意見の中には、単身者や子どものいない世帯に対する支援も書き込んでほしいというご意見もいくつかあったように思います。そういう人たちへも目配りして、子育てだけではないワーク・ライフ・バランス支援を、改めてここに少し書き込むことはできないかと思いました。

施策の方向の中には、高齢者や障害者の介護、自立支援の充実を図るとありますが、重点課題を見ると、子育て世帯に対する支援が前に打ち出され過ぎているような感じがしますが、いかがでしょうか。

○下夷会長

今のご意見についていかがでしょうか。

○佐藤副会長

私もその提案に賛成で、子育てと介護が重なってしまったり、複合的に起きているということが、いろいろな部分で大きな課題になってきているということだと思いますし、単身者のケアなどの話も含めて、ワーク・ライフ・バランスと言うと、そのような様々な条件が重なってくるということが、大きなところだと思いますので、子育て世代に係ることが強調されすぎないようにしていただいたほうがいいかなという気もしました。

○下夷会長

そうすると重点課題はこのままにしますか。

○佐藤（理）委員

重点課題の2番には男性の介護などへの参加の促進がありますが、介護支援は、重点課題に入っていません。可能であれば、子育て支援とともに、介護に直面している人たちへの支援がここにもう1項目入れればいいのかと思いました。

○下夷会長

どうでしょうか。本文には入ってはいますが。

○嶋田委員

私から事務局に質問ですが、今回論点整理の提案ということで、3番目に、子育て支援施策を拡充してほしいということ具体的には何か重点課題に入れられないかということで、この場で議論していただきたいというのがある一方で、パブリックコメントの16番目、介護の関係についても何か具体的な重点課題にできないことは分かるが再考を願うという意

見に対して、それは十分理解していますが、市に対して各部局と連携して着実に進めていくよう求めてまいりますということで、これはさらっと流しています。ということは、子育てについては重点課題に入れるけれども、介護についてはさらっと流すという、市の施策として何かできるものとできないものがあるから、そういうことで書き分けをしようというお考えがあるということで、提案されているのでしょうか。

○筒井男女共同参画課長

担当部署との調整が必要になりますが、介護について重点課題にしようと思うと、この中にも入っていますが、保育サービスにおける保育所を増やすと同じように、介護施設を増やすことが重点施策になる可能性が高いと思われます。介護のことをどのように入れられるかという検討は必要と思いますが、介護需要に対する数量の話になりがちだというように思います。ただ、保育にも同じようにサービス量の問題はありますが、それは重点になっていますので、それが良くないというわけではないと思います。介護の話では、一方で男性が介護に直面していくという話があって、そこへの意識が追いついてきていないということも、参画の固有の課題として、取り組みが必要だと思っていて、②で意識啓発の話を重点に挙げています。また、介護の数量の話をするときに、介護離職に対する対応というところが出てきて、今度は基本目標4との関係が出てきますので、そのあたりは調整が必要だと思います。現状を把握するのと、どちらのところで入れていくのがいいのかということとの調整が必要かと思います。

○嶋田委員

子育て支援策を重点的にここに何か追記して拡充すると、先ほど佐藤委員からもありましたように、子どもを持つ方ばかり優遇されているという意見もありました。そこはどうかバランスを取るかという問題も出てくると思います。

○下夷会長

介護の部分をもう少し力を入れられないか、少し検討していただいて、ワーク・ライフ・バランスと、場合によっては基本目標4の両方にかかるかもしれませんので、両方載せるということも視野入れて、重点課題として掲げる以上は、重点的に進めていかなければいけませんので、実質的にきちんと進めなければいけないものを掲げられるように、検討をしていただくということでよろしいでしょうか。

○佐藤副会長

介護については介護保険制度が整備されているのに対して、保育に関しては、制度がまだ十分でないということで、重点で扱うことになってくるのかもしれませんが。一方で、どこかの新聞記事にあったことですが、介護保険を使えたのか、使えないのか、介護をして

いる人が亡くなったために、介護をされている方も亡くなったというケースも報告されているので、そこら辺は難しいところだとは思いますが。今のところ基本目標4で扱っていることを踏まえると、扱いが3と4バラバラにはなってしまいますが、一定程度は記載はされていると認識してもいいのかなと感じました。

○佐藤（理）委員

確かに数量の問題になると、難しい気もしますが、それが基本目標3なのか、4なのかも考えなければならないところだとは思いますが。ただ、ダブルケアの問題も随分言われていますし、子育てだけではなく、若い人たちも子育てと親や祖父母の介護を両方担わなければならないという状況にもなっていますし、これからの課題として、介護はワーク・ライフ・バランスを考えるときには、重要なポイントだと思います。男性の介護への参加の意識改革に留まらず、実際に介護に直面している男性・女性に対する支援は、ワーク・ライフ・バランスを考えるときの重要なカギになると思うので、文言の工夫が必要だと思います。数量だけではない、例えば支援のための講座みたいなものなど、形を工夫しながら支援していく。実質的に施設やサービスを増やすだけではない、支援のあり方ができるのであれば、重点課題に関する具体的な施策例に盛り込めればいいのかと思います。

○下夷会長

介護保険との関係もあるし、確かに佐藤理絵委員がおっしゃるとおり、ダブルケアもあるし、パラサイトシングルと呼ばれる人たちが、高齢者のケアで、社会的に排除されたような立場に置かれている問題などもあるので、介護の問題についても広い視点で捉えられればと思います。

続きまして、第4点目の非正規雇用の問題についてです。非正規雇用の問題を大きく捉えて、書き込みをするということですが、このような文章の修正についてはよろしいでしょうか。（全委員了承）

異議がないようですので、続いて5点目、生涯を通じた健康支援に関する重点課題を入れるかどうかということです。これについてはご意見いろいろあるかと思いますが、いかがでしょうか。公聴会で出た意見は、ここに今示されている、ライフステージに応じた健康づくりというよりは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ関係のことが中心でした。施策の方向⑧の「生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う」と、この重点課題の案「ライフステージに応じた健康づくり」が、同じようなことであり、重点課題として「健康づくり」が、どれくらいの重みがあるのか、つかみ切れないところがあります。DVの関係機関の連携強化で、相談よりもう一步先に進めたいというところは大きなことですし、地域における被害者支援の輪というところも、とても大事なことなので、この二つをくっつけてしまって、強調したいところがぼやけないかというのも心配なところですが。今回のプランについては、女性に対する暴力のところをしっかりとやろうというのが大きなところだったの

で、できれば重点課題としては、この二つはそれぞれ独立して、しっかり進めてほしいという思いもありまして、皆さん方のご意見をお寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

○佐藤（理）委員

公聴会での意見では、性教育というか、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの小さいころからの教育について盛り込んでほしいという意見があったと思います。なかなか重点課題に盛り込むには難しいかと思いますが、DVの防止教育というのもひとつ重要な柱で、これは重点課題①「人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進」に盛り込めるかと思いますが、ここに例えば「幼児期からの」という、小さいころからの教育の必要性をどこかに盛り込むというのが一つかなと思います。

もう一つは、この基本目標5が、現行プランにプラスして生涯を通じた健康支援をうたったという意味では、重点課題の中に一つは健康支援の項目を入れたほうがいいとは思いますが。女性のライフステージに応じた健康づくりの支援とするのがいいのか、あるいは、性教育に近いものやっていくという項目にするのか、そこは考えようだと思います。健康づくりの支援と言うと、少しぼけてしまう感じがあって、むしろ人権教育に近いような、性教育のあり方みたいなものが入るといいなと思います。ただ、重点課題として挙げられるかどうかというのは、難しいところですが、そのようなニュアンスをどこかに入れたいような気もします。

○佐藤副会長

今のところですが、幼児期という言葉の使い方になると、子どもの発達段階の視点から、教育者がどのように考えるかというのが気になります。私も学校教育に関わるときに、このレベルまでは教えてもいいけど、ここまで踏み込んだら難しいんじゃないかみたいな経験があるので、その辺りを教育関係者に伺ってみたいと、判断ができないような気がします。

○筒井男女共同参画課長

今、男女共同参画課では、小学校5年生位の児童を対象としたリーフレットをつくって配布しています。幼稚園などにもお送りしていますが、保護者向けではなく、基本的に保育者向けに参考としてお配りしているという形をとっています。概ね、発達段階に応じてはそのような形の対応がいいのではないかと考えております。ただし、佐藤理絵委員からご指摘があったとおり、今の取り組みは、リーフレットを配るという啓発が中心になっていますので、重点課題①に含まれるぐらいになっていて、性教育を重点課題として柱立てするまでには、具体的な取り組みが追いついていないというのが現状です。施策の方向⑦に性に関する体系的な教育等を柱立てしていますが、他都市の計画などと比較すると、踏

み込んだ記述です。これは、ハーティ仙台さんのようなNPOの方たちと仙台市が早いうちから啓発をやってきていますので、そういった取り組みの積み重ねがあって、この施策の方向⑦になっているというところがあると思っています。

○蘆立委員

新しく重点課題④に入っている「健康づくりの支援」は、佐藤委員もおっしゃったように、どこを目指しているのかが分かりづらいです。この基本目標5は、女性に対するというのを意識しましたので、ここで女性に関して焦点を当てることは矛盾はないかもしれませんが、一方でDVについては、女性だけの問題でないというご指摘や、全体として女性に偏り過ぎているのではないかというご指摘もあることを考えますと、ここに「女性の」とか、「女性のための健康支援」ということをわざわざ入れることはないのではないかと思われます。

○筒井男女共同参画課長

蘆立委員のおっしゃることはもっともで、担当の健康福祉局では、健康支援を女性に限定していません。健康づくり自体は、少子高齢化の中で健康寿命を延ばすということが仙台でも課題になっていますので、男女共に取り組みを進めています。今回、担当局と調整する中でもし施策例として、参画プランに入れるならばという観点で考えてもらったものが、案としてお示ししたものです。ただ、佐藤理絵委員がおっしゃるように、実際に公聴会でご意見を出されていた方々の気持ちにぴったり沿っているものでもないという認識が事務局にもあります。

○下夷会長

いかがでしょうか。今案として出ております「女性のライフステージに応じた健康づくりの支援」は、引き下げてよろしいですか。施策の方向⑦で性教育の話は出ていて、更に重点課題①に教育も含めた人権尊重というところに内容的には入っているということですよ。そうするとなかなか重点課題には出しにくいので、重点課題は元の四つに戻すということでもよろしいですか。ダイレクトな形ではお示ししにくい部分ですが、施策の方向に含まれていますので、実質的には進めなければいけない部分だろうと思っています。

次に36ページの「性的指向や性同一性障害等」というところです。これについては、公聴会でもパブリックコメントでもたくさんご意見がありましたので、皆様のご意見はいかがでしょうか。私は、「LGBT」という表現で出したらいいのではないかな思っていました。それでも含み切れないものがあるということで、あらゆるものを含む形での文章表現をご提示いただいています。いかがでしょうか。

○下夷会長

「性的指向や性同一性障害等多様な性のあり方を理由とした」という表現にして、取り組みが必要だと考えるとした場合に、これについての施策の方向は⑤になるんですかね。

○筒井男女共同参画課長

そうです、⑤になります。

○下夷会長

施策の方向⑤では、文章には出ていますが、施策の方向として見えづらいところがあって、もう少しその辺が目に見える形で表現できると、きちんと取り組みを進めるという、今回踏み込んだところが見えやすいかと思います。「性別や年齢、障害の有無」とすると、ここでの性別というのは、男女の問題しかイメージできないので、ここでもう少し表現できないかなと思います。今回作られる5年間の計画では、この問題はとても重要なところになると思いますので、男女共同参画に関する施策だけでは難しいとはいえ、性や性別によらずに誰もがということが男女共同参画の基本的なところかと思っています。

○佐藤副会長

さらに多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすために、性的指向や性同一性障害等への理解を進める、という表現ではいかがでしょうか。この文章だと、上のところが重いので、理解を進めるのは、そうした症状に対する理解を進めるということでは、限定的過ぎますかね。ここはどうでしょうか。

○下夷会長

何への理解というのが前にあったほうがいいですよ。文章を少し考えていただいて、このところもう少しブラッシュアップするということで、事務局に検討をお願いしたいと思います。

○筒井男女共同参画課長

本文と施策の方向⑤に、こうした内容が含まれることが分かるように、書き直してみたいと思います。

○下夷会長

いかがでしょうか。この基本目標、このご意見に関する点でいかがでしょうか。ありませんでしょうか。それと合わせて用語解説も合わせて、40ページに追記するというのですがここはよろしいでしょうか。

○佐藤（理）委員

性的少数者のことについてですが、理解を進めるだけではなく、プラスして支援という言葉、本文の中に入れられないものかと思います。大人だけではなくて今、思春期やもう少し小さい子どもにも、性的違和を感じて、自分のセクシュアリティについて悩んで不登校になったり、いじめを受けたりする子どもたちもいるということですので、そういう方々への周りの理解はもちろんですが、多様性を認め合う社会をつくるのが男女共同参画の理念でもあるので、理解を進めるプラスそういう人たちに対する支援ができないかというところで、実際の施策として立てるのは難しいかもしれませんが、問題意識があるということ、本文の中にでも入れられないかと感じましたが、いかがでしょうか。

○下夷会長

私も同じです。今回、多くの意見が出されましたし、とても重要な問題だと思いますので、具体的に相談というところまでは難しいとしても、実際に相談というのが出てきたときに、そういう形で生きづらさを出していただくことが、我々の問題認識のところにもつながっていくことですので、社会的に支援をしていくという方向性を持って取り組まなければいけないということは、審議会の考え方としては出しておきたいと思います。

○筒井男女共同参画課長

審議会としての答申ですので、そこを答申に入れるというのはできるかと思います。プランでの仙台市としての書きぶりは、施策に関わりますので、今回の計画は難しいかという印象はありますが、審議会からの答申として、そういった支援が必要だということを入れた方向で文章を考えたいと思います。

○菅野委員

この章の前半で、多様なリーダーを育成することが打ち出されています。今、皆さんおっしゃっているように、地域や家庭を支援していく形を模索していきたいということであれば、このリーダーを活用すべきだと思います。リーダーを育成しても、地域や家庭の中で活かさなければ、育成の意味がちょっと薄いと思いますし、育成したリーダーを活用するという提案があると、リーダー同士でつながっていくなど、何か役立つことを自分でやりたいと思うだろうなと感じました。

○筒井男女共同参画課長

菅野委員のおっしゃるとおり、仙台市でいろいろな課題に取り組むときに、相談窓口などをパッと立ち上げられるのもよいかもしれませんが、活動されている当事者の方がいらっしゃるし、市民の活動の中では、そうした方々の支援もありますので、そういった方々と一緒に支援するような形で関わっていく、市民協働でやっていくやり方もあると

思います。そういった意味でも、答申の中に入れていただくことができるといいのかなと思います。文章については少し考えさせていただいて、案をお示しできればと思います。

○下夷会長

ほか、いかがでしょうか。

○菅野委員

先ほど佐藤副会長が27ページの関連で、生涯学習という言葉をお使いになりましたが、社会教育と生涯学習の違いを教えていただけると嬉しいです。また、イメージとして、社会教育は昔風というか、今は自分から学んでいく形として、生涯学習が押し出されていると思いますが、何か意味があって言葉を使い分けられているのかどうか、お聞きできればと思います。

○佐藤副会長

厳密に社会教育といえば、法制度上で位置付けられている社会教育になるのですが、ここでは、教育の仕掛けとしての社会教育という意味で使っているのだと思います。学校教育では、家庭科とかいろいろな授業を受けて、そこでみんな完了してしましますが、実際には男女共同参画の考え方はどんどん進歩して、変化しています。そうしたときに生涯学習的な視点で伝えていかないと、学びが止まってしまうようなことがあると思います。あえて生涯学習は、ライフステージの中で学んでいくというのは大切だという話をさせてもらった感じです。どこか重なるところはありますが、社会教育になると、どちらかと言うと制度的な話になってくるのではないかと思います。

○下夷会長

よろしいでしょうか。いろいろ大きな問題も出てきておりますが、一応できるだけいただいたご意見が反映できるような形に、再度ブラッシュアップしていきたいと思います。

では、この場での審議は以上としたいと思います。先ほども申しましたとおり、本日が答申に向けての最後の審議会です。事務局の皆さん、もう一度調整をしていただいて、最終的な案を再度お作りいただくことができますでしょうか。最後まで最善を尽くしてよりよいものをつくっていけるよう、皆さんもぜひご意見をいただければと思いますが、ここで皆さんと集まって審議するのは、今日が最後になりますので、最終的な答申の確認につきましては、誠に申し上げにくいことではありますが、私に一任いただくことを、皆さんにご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○全委員了承

○下夷会長

ありがとうございます。それでは最終的には私のほうで進めることにさせていただきます。そして答申につきましては、市長にお渡しすることになっておりまして、現時点では2月16日に、実際に私が奥山市長にお会いして、お渡しする予定で進んでおります。

3 その他

○下夷会長

大変重要な審議でございましたが、ここで協議は終わりました、その他委員の皆さんからございますでしょうか。

○須田委員

ご意見の分類の件数を見させていただいたときに、基本目標1に対するご意見が全くないんですね。最初に出てくるにも関わらず、ここは全くなくて、基本目標3のワーク・ライフ・バランスと基本目標6の性的少数者に関するところがすごく多くて、実際に市民の方の関心がどこにあるかが分かるなということを感じました。

○下夷会長

どうもありがとうございます。今回ご意見が出たところについては、市に伝えるとか、働きかけるという形で審議会として回答しておりますので、そこについてはぜひ事務局で重く受け止めていただいて、各関係部局に強く働きかけや申し入れをしていただきたいと思います。その他特にございませんようでしたら、審議はここまでということにします。事務局から何かございますでしょうか。

○筒井男女共同参画課長

特にございません。もう少し皆さんの気持ちをくみ取れるような文案を考えたいと思いますので、少しお待ちいただければと思います。ありがとうございました。

○小林市民協働推進部長

本当に今日も熱心なご議論をありがとうございました。短い期間でこれまで何度も審議会において凝縮した議論をいただきまして、本当にありがとうございます。先月の公聴会でも、多くの市民の皆さんのご意見に対して、委員の皆様が交替で、ご意見に共感をした上での確なお答えをしていただき、私たちも本当にありがたいなと思っていました。

今回もギリギリのところ、こう変えたらいいんじゃないかという、全体のバランスを改めて見ていただきながら、ご意見を頂戴したことについては、感謝を申し上げます。事務局でも、男女共同参画という、非常に広いテーマにわたっていることでありまして、この場で議論をまとめきれなかったということは、不勉強を反省すべきところであり、申

し訳なく思います。

2月16日に、市長への答申ができるように、残り少ない時間ではありますが、会長・副会長ともご相談しながら、もう一度よりよい答申となりますように、力を合わせまして、決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にこれまでの間、ありがとうございました。

○下夷会長

ありがとうございます。進行を事務局にお返しします。

○蛭名主幹

最後に事務局からいくつかご連絡いたします。まず本日の議事録ですが、事務局が原案を作成し、出席された全委員にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。皆様にご確認いただいた後に、議事録署名人から署名をいただきまして、市政情報センターと仙台市ホームページにおいて公開をさせていただきます。

次に審議会の報酬支払いに際しての個人番号、マイナンバーの収集についてでございます。事前にご連絡をさせていただいておりましたが、マイナンバー制度の開始に伴いまして、源泉徴収票や給与支払報告書等の税務関係書類につきましても、マイナンバーの記載が必要となります。報酬のお支払いの際に必要なとなりますので、個人番号カードですとか、通知カードの写しを事務局にご提出くださいますようお願いいたします。本日お持ちでしたら、お帰りの際に担当にお渡しいただきますようお願いいたします。また本日お持ちでない場合は、返信用封筒に入れて後日郵送でこちらにお送りいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に次回の審議会の日程についてでございますけれども、会長・副会長と調整をさせていただいて、別途ご案内をいたします。来年度に入りまして、6月頃の開催を予定しております。事務局からのご連絡は以上でございます。

4 閉会

○蛭名主幹

それではこれもちまして、本日の審議会は終了いたします。進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—

議事録署名委員の署名

仙台市男女共同参画推進審議会委員

菅野澄枝

仙台市男女共同参画推進審議会委員

佐藤理絵